

パブリックコメントに寄せられた御意見に対する回答について

本マニュアルについて寄せられた御意見の内、数多く寄せられた御意見に対する回答を掲載します。また、技術的修正については、適宜対応しています。

質問事項	回答
相談窓口で相談者に配布できるような資料をHPに掲載してほしい。	「多重債務者相談マニュアル」中で引用している資料や、平成19年6月16日のシンポジウムで使用した資料を順次HPに掲載していきます。
多重債務問題を解決するためには、家計管理も必要であり、その点も記述すべき。	御指摘を踏まえて、家計収支表の利用を相談者に促すよう明記しました。
多重債務に陥る原因である addiction(嗜癖・依存症)に対する対応も記述すべき。	「多重債務者相談マニュアル」は、多重債務者を早期に債務整理に導くための方法を提示したものです。 更なる取組として、地域の専門機関と連携して addiction に対する取組みが可能な自治体においては、是非取り組んでいただきたいと考えております。
相談者が法的手続きで債務整理した後に、初めに相談を受けた行政窓口に戻って生活再建の支援を行うことをマニュアルに記載してほしい。	「多重債務者相談マニュアル」は、多重債務者を早期に債務整理に導くための方法を提示したものです。 また、相談者の生活再建については、家計管理が重要であるとの観点から、相談窓口で家計収支表を手交することを追記しました。 更に相談者の生活再建に向けた取組みが可能な自治体においては、定期的な家計収支表のチェックなど一層の対応をお願いしたいと考えております。
相談者に連帯保証人がいるためになかなか債務整理に入れないケースもあるので、連帯保証人がいる場合には、相談者から連帯保証人にきちんと説明するようマニュアルにも記載すべき。	御指摘を踏まえ追記しました。
30分～1時間程度の時間では十分な聞き取りは難しいのではないかと。	御指摘を踏まえ表現を修正しました。
電話による対応を第一義として考えるべきではないかと。	実際に多重債務相談に当たっている方々から、窓口で話を聞く方が相談者の情報を得られやすいとの御指摘を受け、「多重債務相談マニュアル」では窓

	口への誘導を基本としました。
「ヤミ金融は利息の請求を一切できないこととなる一方で、元本自体はヤミ金融に返さなければなりません。」との記述は誤解を招くので削除すべき。	御指摘を踏まえ表現を修正しました。
相談カードはなぜ作成する必要があるのか。	相談カードを利用して相談者の抱える状況を整理することにより、法律専門家のところで要する時間を軽減でき、結果的により多くの相談者を債務整理に導けることに繋がると考えています。また、相談者自身も、相談員との会話を通して、自らの状況を整理できるため、法律専門家のところでスムーズに債務整理の手続きに入れることも期待できます。
相談カードは相談者が記入すべきではないか。	相談カードの記入については、相談員が記入する方がスムーズに整理できるとの判断したため、「多重債務相談マニュアル」では相談員が記入することを基本としております。
相談カードの内容が細かすぎるのではないか。相談カードの内容を聞き取ろうとすれば膨大な時間がかかるのではないか。	全ての自治体が必ず添付の相談カードのとおりに行わなければならないというものではありません。相談カードは金融庁のHPでエクセルファイルとして掲載しますので、各自治体毎に地元の法律専門家と話し合い最も利用しやすい形式に修正していただきたいと考えております。
債務整理の手続きができる司法書士は「認定」された司法書士に限られるのか。	「債務整理の手続」は、司法書士が行うことのできる業務(司法書士法第3条第1項第6号から第8号までに規定する業務。以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。)の範囲内において行うことができる業務に該当するものと思われます。この業務を行うには、法務大臣から簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定された司法書士である必要があります。 なお、この司法書士は、紛争の目的の価額が140万円を超えない案件について簡易裁判所における訴訟の手続きの代理をすることができると定められています。この範囲を超える場合には、司法書士は代理人になれず、申立書類等の作成を代理することができます。

<p>どの債務整理方法が良いかを行政の相談窓口で助言してしまうのは適切ではないのではないか。</p>	<p>具体的な債務整理方法については、相談者が法律専門家へ足を運び、法律専門家と相談しながら決めていくことが基本です。</p> <p>行政の相談窓口において予め、債務整理の方法が4つあることなどを相談者に理解していただく方が、法律専門家との面談もスムーズに行われると考えております。</p>
<p>行政庁が特定の弁護士や司法書士を紹介することは問題ではないか。</p>	<p>「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、金融庁としては多重債務者を早期に法律専門家へ引き継ぎ債務整理に導くことが重要だと考えております。</p> <p>また、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会に対しても、弁護士や司法書士に係る費用は極力低廉なものとすることや分割払いに応じるようことなどを要請しており、各地の弁護士会や司法書士会が地域で多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士や司法書士をリストアップするよう依頼しております。このリストを踏まえて、行政庁が弁護士や司法書士を紹介することは、特段の問題は生じないと考えております。</p>
<p>記載されている弁護士費用や司法書士費用が高すぎるのではないか。</p>	<p>「多重債務相談マニュアル」に記載している費用については、あくまでも一例であり、地元の弁護士会や司法書士会に問い合わせして下さい。</p>
<p>自己破産で管財事件になった場合には、更に費用がかかるので言及すべき。</p>	<p>管財事件の場合に追加的な費用がかかることを明記しました。</p>
<p>任意整理 特定調停 個人再生 自己破産との記述は、「まずは返済すべき」という考え方に立っており、順序を逆にすべき。</p>	<p>「多重債務相談マニュアル」で提示したのは、一つの考え方です。どの方法を選択するかは、法律専門家のところで相談者と法律専門家が話し合っ決めていくこととなります。</p>
<p>このマニュアルは一部のスーパー公務員の事案を参考にしていると思われるが、全ての自治体に同じことをやれと言われても困難である。</p>	<p>「多重債務者相談マニュアル」は先進的な取り組みを行っている自治体の取り組みなどを参考に作成しましたが、全ての自治体が必ずこのとおりにしなければならないというものではなく、各自治体の状況に応じて対応していただきたいと考えております。</p>
<p>自治体の相談員は既に手一杯であり、国からの人、金の手当がなければ多重債務相談に新たに対応することは困難である。</p>	<p>「多重債務問題改善プログラム」において、多重債務への対応は、自治体自らの責務であると明確に位置付けられております。相談窓口の整備に当たっ</p>

	<p>て、特段の財政支援は予定していませんが、金融庁としても、「多重債務者相談マニュアル」の冊子版とDVD版の配布などを通じて、各自治体の相談窓口の整備などの支援を行っていきたいと考えております。</p>
<p>自治体内部での連携についても触れるべきではないか。</p>	<p>先進的な取組を行っている自治体の事例を紹介するなかで、自治体内部での連携の重要性についても紹介しております。</p>
<p>連絡先として民間団体の多重債務者支援団体も明記すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえて多重債務者支援団体の位置付けも明記しました。</p>
<p>連絡先一覧中に貸金業協会が掲載されているが、協会は利息制限法による引き直し計算をせずに債務整理を行うなど、窓口としては不適切なので削除すべき。</p>	<p>協会には貸金業者（協会員）の取立等に対する苦情相談窓口としての役割を期待しているため、引き続き掲載します。</p> <p>また、「相談窓口一覧」との表記は「連絡先一覧」との表記に改めました。</p>